



鶴見区今津北四丁目6-5

鶴見区今津北四丁目6-13

起点

【起点】

起点は、調査対象地の最北端とした。

【格子の回転角度】

敷地の最北端を起点として東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に8° 55' 48"回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。

鶴見区今津北四丁目6-10

鶴見区今津北四丁目6-17

鶴見区今津北四丁目6番9(地番)

178.52㎡

鶴見区今津北四丁目14-4

凡例



: 調査対象地



: 形質変更時要届出区域



: 筆境界



: 単位区画(10mX10m=100㎡)